

## ■大阪府社会福祉審議会根拠法等

### **社会福祉法**（昭和26年3月29日法律第45号）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

#### 第二章 地方社会福祉審議会

##### （地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

##### （委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

##### （臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

##### （委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

##### （専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

## **社会福祉法施行令** (昭和33年6月27日政令第185号)

(民生委員審査専門分科会)

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会(法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。)の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

(審査部会)

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

## **児童福祉法** (昭和22年12月12日法律第164号)

第二節 児童福祉審議会等

第八条 第七項、第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、

この限りでない。

- 2 前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。
- 3 市町村は、第三十四条の十五第四項の規定によりその権限に属させられた事項及び前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
- 4 都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の、前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「市町村児童福祉審議会」という。）は、市町村長の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。
- 5 都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会（以下「児童福祉審議会」という。）は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。
- 6 社会保障審議会及び児童福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。
- 7 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三、第三十三条の十五、第三十五条第六項、第四十六条第四項並びに第五十九条第五項及び第六項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第九条 児童福祉審議会の委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

- 2 児童福祉審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 児童福祉審議会の臨時委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。
- 4 児童福祉審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く。

## 大阪府社会福祉審議会条例（平成12年3月31日大阪府条例第9号）

### （設置）

第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第七条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関として、大阪府社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### （調査審議事項の特例）

第二条 審議会は、法第七条第一項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議するほか、法第十二条第一項の規定に基づき児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

### （専門分科会）

第三条 審議会は、法第十一条第一項に規定する民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会並びに法第十二条第二項の規定により読み替えられた法第十一条第一項に規定する児童福祉専門分科会のほか、必要に応じて専門分科会を置くことができる。

- 2 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）に定めるもののほか、専門分科会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。
- 5 専門分科会長に事故があるときは、専門分科会に属する委員のうちから専門分科会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 社会福祉法施行令に定めるもののほか、審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

### （報酬）

第四条 審議会の委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額九千八百円とする。

- 2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。
- 3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

### （費用弁償）

第五条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

### （支給方法）

第六条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めのない事項については、常勤の職員の例による。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(大阪府社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 大阪府社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(昭和六十一年大阪府条例第一号)は、廃止する。

附 則(平成一二年条例第一四三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年条例第九号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第二号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第五五号)

この条例は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則(平成二三年条例第二六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年条例第一一号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年条例第一二九号)

この条例は、公布の日から施行する。

## **大阪府社会福祉審議会規則**(平成12年3月31日大阪府規則第136号)

(趣旨)

第一条 この規則は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)、社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号)及び大阪府社会福祉審議会条例(平成十二年大阪府条例第九号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、大阪府社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員の任期)

第三条 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。(平二四規則一五九・追加、平二五規則一一五・一部改正)

(委員長の職務を代理する委員)

第四条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、これを招集しなければならない。

3 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第六条 前条の規定は、法第十一条第一項に規定する民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会、法第十二条第二項の規定により読み替えられた法第十一条第一項に規定する児童福祉専門分科会並びに条例第三条第一項に規定する専門分科会(以下「専門分科会」という。)の会議について準用する。

(部会)

第七条 専門分科会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員等の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 第五条の規定は、部会の会議について準用する。

7 第五条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、福祉部において行う。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一八六号)

この規則は、平成十二年四月十三日から施行する。

附 則(平成一二年規則第二五八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年規則第二四号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年規則第一一一号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に大阪府社会福祉審議会の委員である者の任期については、改正後の大阪府社会福祉審議会規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成二四年規則第一五九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年規則第一一五号)

この規則は、公布の日から施行する。